

第97期 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

2026年6月24日(水曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

<株主提案>

- 第5号議案 取締役1名選任の件
- 第6号議案 剰余金の処分の件
- 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 第8号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- 第9号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。また、株主総会後の株主懇談会を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株 主 各 位

[証券コード 5186]
2026年6月8日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

ニッタ株式会社

代表取締役社長 北村 精一

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nittagroup.com/jp/investment/library/to_shareholders/



また、インターネット上の以下のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして当社名（ニッタ）または証券コード（5186）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5186/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

----- 記 -----

- 1 日 時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項**
1. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

<株主提案>

- 第5号議案 取締役1名選任の件
 第6号議案 剰余金の処分の件
 第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件
 第8号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
 第9号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

その他本招集ご通知に関する事項

◎当社は、法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

■ ご案内

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の**議決権行使書用紙を会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

当日ご出席されない場合



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに行使**いただきますようお願い申し上げます。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着**するようご返送くださいますようお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対としてお取扱いいたします。

※インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。第5号議案から第9号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合					株主提案に賛成する場合									
会社提案					株主提案					株主提案				
第1号議案	第2号議案 <small>（下の候補者を除く）</small>	第3号議案	第4号議案		第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
賛	賛	賛	賛		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否		否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

※各議案に対して賛否の表示が無い場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

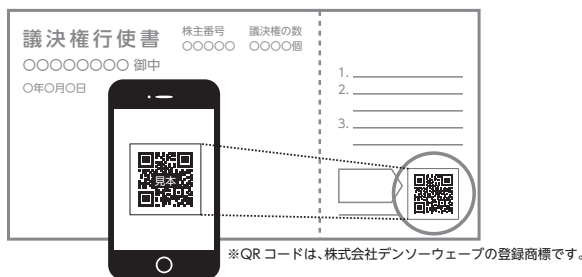
行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

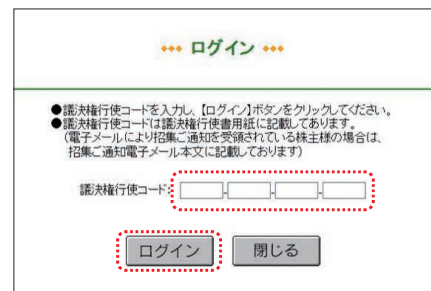
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使の操作方法に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 【受付時間（午前9時～午後9時）】

機関投資家の皆様へ

株式会社CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを「基本方針」としております。

また、2024年3月期から中長期経営計画『SHIFT2030』フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、この基本方針を維持しつつ、連結配当性向 30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

第97期期末配当につきましては、上記の方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	
当社普通株式	1株につき金88円
配当総額	2,413,539,304円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、普通株式1株につき金160円となります。

3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任	北村 精一	代表取締役社長兼社長執行役員 指名・報酬委員会委員
2	再任	萩原 豊浩	取締役兼専務執行役員 営業統括兼関連会社担当 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長
3	再任	泉 敦	取締役兼常務執行役員 ニッタ・ムア-事業部長
4	再任	懸上 耕一	取締役兼常務執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、購買担当
5	再任	池田 剛久	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員
6	再任	小野 友之	社外 独立役員 取締役 指名・報酬委員会委員 小野公認会計士事務所所長 ローム株式会社社外取締役（監査等委員）
7	新任	黒田 愛	社外 独立役員 黒田愛法律事務所所長 株式会社上組社外監査役 公益社団法人民間総合調停センター理事 大阪府労働委員会公益委員

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

きた むら せい いち
北村 精一

再任

生年月日

1962年1月11日

所有する当社の株式の数

13,265株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2012年4月 当社営業本部開発営業グループ部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2021年4月 当社執行役員工業資材事業部長
 2021年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員工業資材事業部長
 2024年4月 当社代表取締役兼専務執行役員コーポレートセンター、工業資材事業部管掌
 指名・報酬委員会委員
 2025年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員（現任）



●取締役候補者とした理由

北村精一氏は、ベルト・ゴム製品部門の製品開発及び生産管理業務に従事し、また、米国子会社の経営に従事、更には営業に従事した経験も有しています。2025年4月より代表取締役社長に就任し、専門的知見と豊富な経験を活かし、中長期経営計画「SHIFT2030」の実行をリードしています。取締役会は、同氏の知見と経験を取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

（注）北村精一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

はぎ わら とよ ひろ
萩原 豊浩

再任

生年月日

1961年1月16日

所有する当社の株式の数

12,216株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2014年7月 当社工業資材事業部グローバルマーケティング部長
 2018年6月 当社執行役員工業資材事業部副事業部長
 2019年12月 当社執行役員工業資材事業部長
 2020年6月 当社取締役兼執行役員工業資材事業部長
 2021年4月 当社取締役兼執行役員関連会社担当
 2021年6月 ゲイツ・ユニッタ・アジア株式会社代表取締役副社長（現任）
 2024年4月 当社取締役兼常務執行役員関連会社担当
 2026年4月 当社取締役兼専務執行役員営業統括兼関連会社担当（現任）



●取締役候補者とした理由

萩原豊浩氏は、国内外での顧客開拓や海外子会社の経営に従事するなど、当社グループのグローバル展開に寄与し、国際的なビジネスの知見と経験を積み重ねてきました。2021年4月からは関連会社担当役員を務め、収益向上に大きく貢献しています。取締役会は、同氏の知見と経験を、取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

（注）萩原豊浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

いずみ

泉

あつし

敦

再任

生年月日

1963年2月17日

所有する当社の株式の数

8,517株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2011年4月 当社ニッタ・ムア-事業部技術部長
 2019年4月 当社ニッタ・ムア-事業部技術部上席部長
 2021年4月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムア-事業部長
 2023年6月 当社取締役兼執行役員ニッタ・ムア-事業部長
 2026年4月 当社取締役兼常務執行役員ニッタ・ムア-事業部長（現任）



●取締役候補者とした理由

泉 敦氏は、ホース・チューブ製品部門の製品や生産技術の開発に長年携わり、同部門製品に関する高度な知見と経験を有しており、また、海外子会社現地トップとして経営に従事した経験も有しています。2023年6月からは、取締役兼同部門事業部長を務め、同部門の事業拡大と生産性向上をリードしています。取締役会は、同氏の知見と経験を、取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

（注）泉敦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

かけ がみ

懸上

こう いち

耕一

再任

生年月日

1964年2月2日

所有する当社の株式の数

5,415株

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
 2007年4月 当社入社
 2013年4月 当社経営管理グループ部長
 2023年6月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、デジタル統括推進担当
 2024年4月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当
 2025年4月 当社取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、購買担当
 2026年4月 当社取締役兼常務執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、購買担当（現任）



●取締役候補者とした理由

懸上耕一氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業経営をサポートしてきました。当社入社後は、リスク管理、経営管理、財務、子会社役員など多様な経験を重ね、会社経営に係る幅広い知見を有しています。2023年6月からは取締役兼コーポレートセンター長を務め、当社グループの企業価値向上をリードしています。取締役会は、同氏の知見と経験を、取締役会における経営上の重要事項の審議や執行の監督等に活かすことにより、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

（注）懸上耕一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

いけ だ たけ ひさ
池田 剛久

再任

社外

独立

生年月日

1958年11月12日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
 2011年4月 同行 執行役員本店営業第六部長
 2013年4月 同行 常務執行役員
 名古屋営業本部名古屋営業部担当兼名古屋法人営業本部長
 2015年4月 同行 常務執行役員
 法人部門副責任役員（東日本担当）
 2016年5月 三井住友ファイナンス&リース株式会社専務執行役員
 2016年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2017年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員（～2020年5月）
 兼 三井住友ファイナンス&リース株式会社取締役専務執行役員
 2020年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役専務執行役員（～2022年6月）
 2021年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）



●社外取締役在任期間

5年

●2025年度 取締役会等出席状況

取締役会 16回/16回中 指名・報酬委員会 7回/7回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

池田剛久氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年に亘り大手金融機関で営業に従事し、企業の事業戦略の策定・展開を企業財務の面からサポートしてこられました。また、同金融機関の執行役員としての経営の執行経験のほか、大手リース会社の取締役の経験も有しています。取締役会は、同氏が豊富な経験と企業財務に関する専門的な知見を有していること、また、2021年6月から当社社外取締役として取締役会等において積極的にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2022年6月まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めており、当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。当社は、現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 池田剛久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、池田剛久氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

おのともゆき
小野 友之

再任

社外

独立

生年月日

1960年2月17日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
 1989年10月 英和監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 1993年3月 公認会計士登録
 1998年8月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
 2007年6月 同監査法人パートナー 就任（～2022年6月）
 2021年5月 同監査法人社員会議長 就任（～2022年5月）
 2022年7月 小野公認会計士事務所所長（現任）
 2023年6月 当社社外取締役、指名・報酬委員会委員（現任）
 2023年6月 ローム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）



●社外取締役在任期間

3年

●2025年度 取締役会等出席状況

取締役会 16回/16回中 指名・報酬委員会 7回/7回中 S.C.R.委員会^(※) 4回/4回中

※サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を意味します。

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小野友之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、大手企業での実務経験及び公認会計士として国内大手企業の監査を長年に亘り担当するなど、専門的な知識と豊富な経験を有し、2023年6月から当社社外取締役として取締役会等において積極にご意見やご質問を述べられる等、取締役会等の実効性向上に貢献いただいています。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会は上述の理由により、今後も社外取締役として当社グループの経営について適切な監督を行い、企業価値向上に寄与いただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、当社は現在同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(注) 1. 小野友之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、小野友之氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

くろ だ
黒田あい
愛

新任

社外

独立

生年月日

1966年10月14日

所有する当社の株式の数

なし

●略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 弁護士登録、久保井総合法律事務所入所
 2006年10月 大橋&ホーン法律事務所（ニューヨーク事務所）入所
 2007年1月 ニューヨーク州弁護士登録
 2009年2月 久保井総合法律事務所復帰（～2021年6月）
 2017年6月 株式会社上組 社外監査役（現任）
 2021年7月 黒田愛法律事務所所長（現任）
 2024年6月 公益社団法人民間総合調停センター理事（現任）
 2026年3月 大阪府労働委員会公益委員（現任）



●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

黒田愛氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、企業法務及び国際取引契約に関する専門的知見を有していること、並びに他の上場企業の社外監査役としての経験を有していることから、当社の経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与いただける人材と判断したため、この度、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていると判断しており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 黒田愛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、黒田愛氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社取締役候補者及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

・取締役候補者の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
1	北村 精一	●	●	●	●		
2	萩原 豊浩	●	●	●			
3	泉 敦	●	●		●		
4	懸上 耕一	●		●		●	●
5	池田 剛久	●		●			●
6	小野 友之	●				●	●
7	黒田 愛	●	●			●	

・当社は、執行役員制度を導入しております。本株主総会後の取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

役位	氏名	専門性と経験					
		企業経営 組織運営	国際性	営業販売 マーケティング	製造技術 研究開発	人事・法務・ リスク管理	経営戦略 財務会計
執行役員	濱田 雄二	●		●		●	
執行役員	平田 圭司	●		●	●		
執行役員	黒川 健正	●			●		
執行役員	木塚 史	●				●	
執行役員	和氣 厚仁	●	●	●			
執行役員	藤井 充	●	●				●
執行役員	藤井 優嗣	●			●		
執行役員	上平 伸一	●	●	●			
執行役員	池田 卓司	●			●		

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしましたことと存じます。

なお、本議案に関しましては、指名・報酬委員会の助言及び監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

にしむら	さとこ		生年月日	1967年1月14日
西村	智子	補欠の社外監査役	所有する当社の株式の数	なし

●略歴及び重要な兼職の状況

- 1989年10月 監査法人朝日新和会社社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2001年3月 西村智子公認会計士事務所所長（現任）
- 2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所所長（現任）
- 2023年2月 象印マホービン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年6月 株式会社リニカル社外取締役（現任）



●補欠の社外監査役候補者とした理由

西村智子氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な経験を有していること、並びに他の上場企業の社外取締役としての経験を有していることから、それらを当社グループの監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 西村智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村智子氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西村智子氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、金銭報酬については、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役300百万円以内）また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）でご承認いただいております。今般新たに、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）に対し、事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本制度は、現行の取締役の金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬とは別枠で、対象取締役に對して、当社の業績に応じて、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の新株式の発行又は自己株式の処分を行うものです（以下総称して株式の「交付」といいます）。本制度において、対象取締役は、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み（以下「現物出資方式」といいます。）、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けることとなります。

本制度に基づき交付される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式を併せて、合計年30千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として交付される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、本制度に基づき交付される当社の普通株式（現物出資方式の場合は支給される金銭報酬債権）の総額は、合計年額150百万円以内とします（なお、当社は本制度に基づく当社の普通株式及び金銭報酬債権を最大3年分一括して支給できるものとします。）。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案（会社提案）が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

1. 本制度の概要

本制度は、目標達成度に応じて交付する株式数を変動させることで、中長期経営計画その他の業績目標達成への意欲を高め、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化することを目的とする業績連動型の報酬制度です。本制度では、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、中長期経営計画「SHIFT2030」のフェーズ2終了までの期間として、2026年4月1日から2028年3月31日までの2事業年度とします。）中の業績に関する数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象取締役に對し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付します。したがって、本制度の導入時点では、各対象取締役に對して当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するかどうか及び交付する株式数は確定しておりません。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

- ア 当社は、本制度において使用する①対象取締役の役位毎に設定した基準株式数、②当社業績等に係る指標（以下「評価指標」といいます。なお、当初は、営業利益率及び当社TSR（株主総利回り）とTOPIX（配当込み）のTSRとの相対評価を想定しております。）及びその数値目標、並びに③その達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社の普通株式の数の具体的な算定に当たって必要となる指標、目標及び算定方法を当社取締役会において決定します。
- イ 当社は、評価期間終了後、当該評価期間における評価指標の数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を決定します。
- ウ 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により、上記イで決定された数の当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けるものとします。
- エ ①無償交付方式による場合、本制度に基づく当社の普通株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき、本制度に基づく当社普通株式（譲渡制限付株式）付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、本制度に基づく当社の普通株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。

(2) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

(3) その他

評価期間中において、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（ただし、本制度に基づき交付される当社の普通株式の総額と併せて年額150百万円以内といたします。）を支給することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による業績連動型株式報酬としての当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役（当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限ります。）との間で、以下の

内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ①対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ②当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ③当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役に当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。
- ④本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

4. 業績連動型株式報酬を受ける権利の喪失及びクローバック

各対象取締役について、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、当該対象取締役は、本制度に基づき業績連動型株式報酬を受ける権利の全部又は一部を喪失することといたします。

また、当社は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、当社取締役会において定める一定の期間において、当社の社会的信用を著しく毀損するような不適切な行為、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正又は重大な会計上の誤りによる決算修正等が発生した場合、対象取締役の全員又は一部について、業績連動型株式報酬（業績連動型株式報酬として交付した譲渡制限付株式を含みます。）の全部又は一部を無償で取得するものとします（なお、業績連動型株式報酬として交付した譲渡制限付株式が処分されている場合には、処分代金相当額の金銭の支払いを請求するものとします。）。

5. 今後の本制度の改定について

評価指標、算定方法その他の本制度の内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

なお、当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案のご承認を条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、現物出資方式の場合には、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、本制度に基づき付与される株式による希釈化率は軽微であることから、本制度に基づく株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、上記事後交付型業績連動型株式報酬と同様の事後交付型業績連動型株式報酬を付与する予定であります。

第5号議案以下は、株主様からのご提案によるものであります。
なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第5号議案 取締役1名選任の件

(1) 議案の要領

以下の1名を取締役として選任する。

1. 山田 敏人

(2) 提案の理由

当社のPBRは2019年以降、5年以上にわたり1倍割れが継続し、直近でも0.7倍台と1倍を大きく下回っており、株価は清算価値を下回る水準が続いています。東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請もあり、上場会社ではPBR1倍割れの企業の比率は当時6割近くから約3割まで低下しましたが、当社のPBRは1倍割れの解消に至っていません。なお、PBR1倍割れの解消は上場会社として最低限満たすべき水準にすぎず、当社の事業価値に加え、持分法適用会社の価値を踏まえれば、本源的価値はそれを大きく上回る水準にあると考えます。さらに、当社は多額の純財務資産が滞留し、ROE低迷の要因となっているにもかかわらず、資本効率向上に向けた具体的な施策は依然として不十分です。

こうした状況を踏まえると、当社の企業価値が適切に評価される経営を実現し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主目線や資本市場の視点を取締役会に導入することが必要です。現在の取締役会には、資本市場や実務経験を有する人材は十分に確認できず、資本効率や経営戦略オプションを株主視点で検証する取締役会機能が十分に発揮されておりません。

この観点から、弊社が提案する社外取締役候補者は、公認会計士及び税理士として会計・財務の知識を有しているだけでなく、14年にわたる資本市場の実務経験を有し、資本市場の視点を取締役会に導入することが期待されます。また、当社が直面する過剰な純財務資産及び資本効率に改善余地がある状況に対し、資本配分の最適化に関する実務的な知見を有しています。

また、取締役会は株主から経営を委任された機関であり、少数株主を含む全株主の利益を代表することが本来の役割です。本提案は、弊社株主グループから社外取締役を選任するものですが、欧米においては、この委任関係を前提として、株主が取締役候補を提案し取締役会に参画することは広く受け入れられており、企業価値向上に向けたエンゲージメントの一環として一般的に行われています。

よって、本提案は、株主として責任に基づき、資本効率を改善し、中長期的な企業価値の向上を図るものであり、株主共通の利益に資するものと考えます。

(3) 候補者の氏名、略歴等

1. 山田 敏人 (やまだ としひと) 1983年9月10日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2005年	新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)、入社
2010年	ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社、入社
2012年	ダルトン・アドバイザリー株式会社、入社
2016年	山田敏人公認会計士・税理士事務所 所長 (現任)
2018年	株式会社ゼイシル 代表取締役社長 (現任)
2026年	ダルトン・アドバイザリー株式会社 シニア・ヴァイス・プレジデント (現任)
	<重要な兼職の状況> ダルトン・アドバイザリー株式会社 シニア・ヴァイス・プレジデント
■所有する当社の株式の数： 0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

(注)

(1) 山田敏人氏は、社外取締役候補です。

(2) 山田敏人氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役候補者の選定にあたり、指名・報酬委員会を中心に、候補者の経歴や知見に加え、独立性や当社の中長期的な経営課題との適合性等を総合的に勘案し、客観性及び透明性を確保できるよう検討を行っております。

当社といたしましては、社外取締役がその役割を実効的に果たすためには、経営陣及び主要株主からの独立性が

極めて重要であると考えており、社外取締役候補者の選定にあたっては、かかる要素を重視しております。本株主提案の候補者である山田 敏人氏は、提案株主のグループ企業に属する人物であり、社外取締役に求められる独立性の観点から、当社取締役会としては慎重な検討を要すると考えます。特に、社外取締役が特定の株主の意向や利益を代表する立場にあると受け取られるおそれが生じることは、取締役会の監督機能及び意思決定に対する信頼性の観点から望ましいものではないと考えます。

また、当社の今後の経営戦略の遂行や中長期的な経営課題への対応を踏まえた場合、現時点においては、当社取締役会が提案する取締役構成が、当社の持続的な成長及び企業価値・株主価値の中長期的な向上に資するものと判断します。

なお、当社は、提案株主を含む株主の皆様との建設的な対話の重要性を十分に認識しており、企業価値の向上やコーポレート・ガバナンスのさらなる改善に関するご意見やご提案そのものを否定するものではありません。一方で、取締役候補者の選定は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に対する責任を負う取締役会が、すべての株主に共通する利益の観点から、最終的に判断すべき事項であると考えています。

以上の理由により、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり342円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。

当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式1株当たり配当金額のこととする。また、第97期1株当たり当期純利益金額に100%を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額（以下、「実績EPSの100%相当額」）から、当社中間配当金72円を控除した金額が342円と異なる場合には、冒頭の414円を実績EPSの100%相当額から中間配当金72円を控除した金額に読み替えることとする。

配当総額は、上記普通株式1株当たりの配当金額に2026年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

(2) 提案の理由

剰余金の処分の件の議案における普通株式1株当たり342円の提案は、年間配当金を1株当たり当期純利益の100%、つまり配当性向100%とすることを求めるものです。

当社のPBRは0.7倍台と1倍を大きく下回っており、株価は清算価値を下回る水準で評価されています。このような株価評価を放置することは、株主にとって看過できません。

当社は2025年12月末時点で現金及び預金301億円、有価証券及び投資有価証券338億円（持分法適用会社への投資額約424億円を除く）を保有しており、当社は無借金経営であることから、合計約640億円の純財務資産を有しております。これは2026年3月末時点の時価総額の約50%に相当し、時価総額の半分が現金資産等で説明できる極めて不効率なバランスシートとなっています。必要資金を超える現金資産の積み上げは資本効率の低下及び企業価値の毀損につながります。

また、昨今のコーポレートガバナンス・コード改定の議論において、現預金を有効活用できているかについて不断の検証を行うべきとされており、このような多額の現金資産を保有し続けている現状は、資本規律の観点から看過できない経営課題です。

当社の配当方針は連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目安に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施する方針を掲げていますが、この方針では当社の自己資本が継続的に積み上がり、結果として現金資産の蓄積を招き、資本効率の低下につながります。

一方で、当社の財務状況及び今後の営業キャッシュ・フローを踏まえれば、配当性向100%を採用しこれを継続し

たととしても、成長投資及び戦略投資との両立は十分に可能です。また、当社の競合他社においても、配当性向 100%を採用し一定期間継続した企業も存在しており、十分な財務基盤を有する企業にとっては、当該方針は現実的かつ合理的な資本政策の一つです。本提案は短期的な株価対策ではなく、ROE 向上を通じた資本効率の改善を実現し、中長期的な株主価値の最大化に資するものです。

以上より、株価を意識した経営を実現し、その結果として最低限満たすべき水準であるPBR1倍割れの状況の改善を図るとともに、過大な現金資産を適正水準まで低減し資本効率の向上を図るため、当期純利益の全額を株主に還元する方針を採用すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。また、2023年11月2日に、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みの一環として、株主の皆様に対する利益還元強化の姿勢をより明確に示すため、株主還元方針を変更し、これを開示しております。

2024年3月期から中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2終了までの期間（2024年3月期～2028年3月期）においては、上記の基本方針を維持しつつ、連結配当性向30%以上かつDOE（株主資本配当率）2.5%以上を目標に、安定的かつ着実な増配（期間中毎年1株当たり10円以上の増配）を継続的に実施することとしております。

この株主還元方針に基づき、配当については、1株あたり普通配当135円と創業140周年の記念配当5円を合わせ140円であった2025年3月期に対し、2026年3月期は普通配当で25円増配の160円とさせていただき予定です。これにより連結配当性向は32.6%、DOEは2.8%となり、安定的かつ着実な増配を継続しております。

一方で、本株主提案は、1株当たり当期純利益の100%の配当、すなわち、配当性向100%を提案するもので、このような短期的な視点での配当の増額は、短期的な株主利益には寄与するものの、当社の中長期的な企業価値向上を妨げるおそれがあり、中長期的な株主価値の最大化にはつながらないと考えております。

当社取締役会は、中長期的な視点での株主価値の最大化を重視しており、その実現に向けては、今後の事業展開や成長を支えるための資金を安定的に確保していくことが重要であると考えております。また、昨今の中東地域における地政学的緊張の高まりに代表されるように、国際情勢、資源・エネルギー価格、為替動向等を含む外部環境には本質的な不確実性が存在しており、こうした環境変化にも左右されにくい財務の耐性や対応余力を確保しておくことが、中長期的な経営の安定性を確保するうえで重要であると認識しております。

こうした観点から、配当性向100%を前提とする配当増額は、一時的に株主利益に資する側面があるものの、中長期的な株主利益を損なうリスクを伴い、今後の成長投資や事業戦略の実行に支障をきたす可能性があります。そのため、健全な財務基盤を維持しながら、安定的かつ着実な増配を目指す現行の配当政策を維持することが重要と判断しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第7号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（員数） 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 <u>2（新設）</u>	（員数） 第18条 当社の取締役は、9名以内とする。 2 <u>上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とは、スキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど多様な観点から経営判断を行うことができる体制を意味し、独立性のある取締役会とは、経営陣から独立した社外取締役が少なくとも過半数を占める体制を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」としています。また、同原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を求めています。

当社は、取締役7名のうち社外取締役は3名にとどまっており、形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。取締役会において社外取締役を過半数とすることにより経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、資本効率の向上や株主還元の強化を含む、株主価値を意識した経営の実現に資するガバナンス体制の構築が可能になると考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材の登用が必要です。しかしながら、現状の取締役会においては、資本市場の視点が十分

に反映されているとは言い難く、この点は不十分であると考えます。この点、アナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを有する人材」の登用は、外部投資家・株主の視点を取締役会にもたらずと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という共通の目標を有する存在であるにもかかわらず、日本においては両者が対立的に捉えられることも少なくありません。

このような中、上述の経験・スキルを持つ人材が取締役会の議論及び意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを実現し、取締役会と株式市場の関係を本来あるべき建設的なものへ高めることに寄与するものと考えます。

しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスにおけるファイナンス領域を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは十分とはいえず、エクイティ市場の専門性を有する人材の参画にこそ意義があると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置しております。本委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成されています。取締役候補者については、本委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において選定しており、本定時株主総会に上程しております取締役候補者についてもこのプロセスを踏んで選定しております。

当社では、取締役会全体として求められるスキル、知識、経験を十分に備え、かつ多様性を確保したメンバー構成となるように、取締役会の構成員が備えるべきスキルを特定し、その認定基準を設定しています。また、本委員会では、コーポレートガバナンス・コード並びにサクセッションプラン及びスキル認定基準を踏まえて、当社業務に精通した社内人材と専門性の高いスキル・経験を保有する社外人材とをバランスよく取締役候補者として選定し、取締役会に対して助言・提言をしております。

また、2025年6月の当社株主総会では、各取締役の選任議案につきまして、90%以上の高い賛成率でご承認を頂いており、当社の取締役会の構成は多くの株主の皆様からご支持を頂いているものと認識しております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役の人数は、昨年度より社内取締役を1名減員して合計7名とし、そのうち3名を独立社外取締役としています。これは「独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上」とするプライム市場上場会社に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を満たしております。

また、独立社外取締役候補者3名の属性は、企業経営者、弁護士、公認会計士と高度な専門性と様々な経験を有

し、コーポレート・ガバナンスにも知見の深い人材で構成しており、うち1名は女性です。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社グループ理念と中長期経営計画「SHIFT2030」の達成に向けた経営の執行及び監督のために最適な構成であること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制となっていることを確認及び判断しており、当社はこのことが、株主の皆様の利益に繋がるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第8号議案

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(新設)	第7章 開示 （資本コストや株価を意識した経営に関する開示） 第43条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2024年2月1日に公表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例（以下、ポイントと事例）に基づく、取り組み・開示内容の妥当性を検証し、当該ポイントと事例の項目に従った取り組み内容をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイトに開示する。

(2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（以下、「東証要請」）の趣旨に賛同しております。また、その対応が形式面にとどまらず、実効性の高いものとなるために、2024年2月1日に東京証券取引所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイントと事例」（以下「ポイントと事例」）に基づき、取組みを継続的に検証することが有効であると考えます。

当社は、東証要請に基づく開示状況は開示済となっており、事業ROICの定量目標や資本コスト7%を意識した投資判断など資本効率改善の取組みを開示してきました。しかし、当社のPBRは0.7倍台と1倍を大きく下回って推移しており、開示の進展後も1倍割れの状況が継続しています。東証要請においては、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされており、現状の対応は十分とは言えず、当社はさらなる取組みと実践が求められます。

また、当社は営業利益に加え、持分法適用会社から得られる持分法投資利益が利益の重要な柱となっており、投資家は持分法適用会社を含んで当社を評価しています。しかしながら、当社の定量目標には全社的な資本効率を示すROEの開示がなく、投資者の視点を踏まえた開示としては十分とは言えません。加えて、持分法適用会社についても、持分法投資利益の推移の開示にとどまり、各社の業績や資本収益性の開示がされていません。こうした投資判

断に必要となる情報開示の不足は、経営の透明性に懸念を生じさせ、投資家の不安要素となり株主資本コストの上昇要因となり得るものであり、ポイントと事例における「資本コストを低減させる意識を持つ」との観点からも不十分です。さらに、当社はキャッシュ・アロケーションに関する項目は示しているものの、株主還元、成長投資資金、運転資金の具体的な金額規模の開示がなく、ポイントと事例で求められている「バランスシートが効率的な状況になっているかの点検」に関する開示も十分ではありません。当社がこれらの具体的な内容を開示することによって、東証要請の趣旨である中長期的な目線を持つ株主・投資者の期待に応えることが可能になると考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

本株主提案は、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組みに関して、定款に条項を新設することを求めるものです。しかしながら、わが国の会社法において定款は、法人の目的や組織、活動等に関する根本規則を定めるものです。一方で、資本コストや株価を意識した経営の実現のためには市場環境や事業戦略の変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが不可欠ですので、会社の根本規則である定款に本株主提案の条項を定めることは適切ではないと考えます。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、その対応について2023年11月2日に公表するとともに、中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2を策定し、2025年4月1日にこれを公表しております。また、今後もその進捗について開示してまいります。

東京証券取引所の要請では、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とされていますので、当社はその改善に向けて、取組方針として、①成長戦略 ②資本効率の改善 ③株主還元の強化を掲げています。

とりわけ、資本効率の改善に向けて、事業・製品ポートフォリオの最適化による資源再配分、事業ROICの改善及び政策保有株式の縮減等の取組みを進めていくこととしております。

当社は、この中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2に掲げた成長戦略の着実な実行と、資本効率及び株主還元を重視した経営を進めることで、企業価値の最大化を図ってまいります。

加えて、当社の利益構造として、持分法投資利益の影響が大きいことは、株主・投資家の皆様にとって重要な視点であることを認識しており、持分法適用会社の資本収益性を表示するとともにその成長支援を進めていくことを掲げております。

このように、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関して具体的かつ積極的に取り組んでおります。また、当社の取組みについて株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご理解頂けるように適時適切な情報開示に努めてまいります。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第9号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第11条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（定時株主総会の基準日） 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2（新設）</u>	（定時株主総会の基準日） 第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本株主提案に反対**いたします。

当社は、株主の皆様が議決権行使を行うにあたり、有価証券報告書を含む重要な情報を十分な時間をもって検討できる環境を整備すべきであるとの問題意識について、その重要性を認識しております。

このような認識のもと、有価証券報告書の提出時期を株主総会開催日より前倒しするための体制整備及び実務改善に取り組んでおり、開示の早期化を通じて株主の皆様判断に資する情報提供の充実を図っております。

また、株主の皆様が議決権行使を行うにあたり必要となる経営成績、財政状態、事業の状況その他の重要な情報については、決算短信や決算説明資料に加え、計算書類、事業報告及び株主総会参考書類を通じて、速やかに提供されています。これらの開示書類は、株主の皆様が株主総会において議案について判断を行うための情報として一定の役割を果たすものであり、当社としても、その内容の充実及び分かりやすい情報提供に引き続き取り組んでまいります。

確かに、本提案のとおり議決権基準日を5月中旬に変更し、それに応じて株主総会開催日を後ろ倒しした場合、有価証券報告書の提出から株主総会までの期間は確保しやすくなると思われます。しかしながら、当社といたしましては、株主の皆様が議決権行使を行ううえで必要となる情報については、決算短信や決算補足資料等を通じて適時適切に開示しており、現時点では、議決権基準日及び株主総会開催日を見直す合理的な必要性は高くないものと判断しております。

一方、決算基準日を配当基準日かつ議決権基準日として用いることは、株主の皆様の重要な権利である配当受領権と議決権を一体的に確定させる運用として、多くの上場会社で一般的に採用されている考え方であり、わが国においては広く認知された運営であると考えております。仮に、議決権基準日を配当基準日と異なる日に変更した場

合には、一般株主の皆様にとって理解しづらいうえに、上場会社の実務的な負荷を増加させ、結果として運営コストの上昇や混乱を招く懸念があります。こうした市場慣行との関係も踏まえると、個社単位で議決権基準日及び株主総会開催日を変更することについては、株主・投資家の皆様の理解や実務への影響を含め、慎重な検討を要するものと考えられます。

なお、現在有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備については、政府において様々な検討がなされているものと認識しております。当社といたしましては、こうした環境整備等が十分に進むまでは、情報開示の早期化及び質の向上という課題については、開示実務の改善や体制強化といった、より柔軟で実効性の高い手段によって取り組むことが適切であると考えております。

以上の理由から、当社は、本提案による定款変更は現時点において必要性及び合理性を欠くものと判断し、本議案に反対いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、各地域で景気が緩やかに持ち直す動きが続いている一方で、米国の関税政策に加え、期末に顕在化した中東情勢の緊迫化により先行きに不透明感が増しました。国内経済については、物価の上昇がみられるものの、雇用・所得環境の改善に支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループ製品の主要需要業界におきましては、物流業界向けや自動車業界向けで需要が堅調に推移し、期末にかけて半導体製造装置向けで需要が回復傾向となりました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度比15億5千7百万円増（1.7%増）の918億3千4百万円となりました。

損益面では、人件費や運賃の上昇、損失補償による一時的なコスト計上などがありましたが、半導体製造装置向けの高付加価値製品の需要増や、原材料価格上昇分の販売価格への転嫁が進み、営業利益は58億6千2百万円と前連結会計年度比7億6百万円の増益（13.7%増）となりました。

また、経常利益は、持分法適用会社において半導体業界向けの需要が堅調に推移したものの、訴訟関連費用が増加し、148億1千万円と前連結会計年度比2億9百万円の増益（1.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、135億2千9百万円と前連結会計年度比13億9千8百万円の増益（11.5%増）となりました。

売上高



営業利益



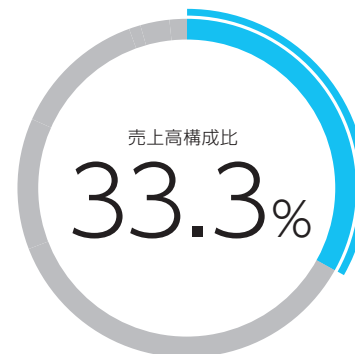
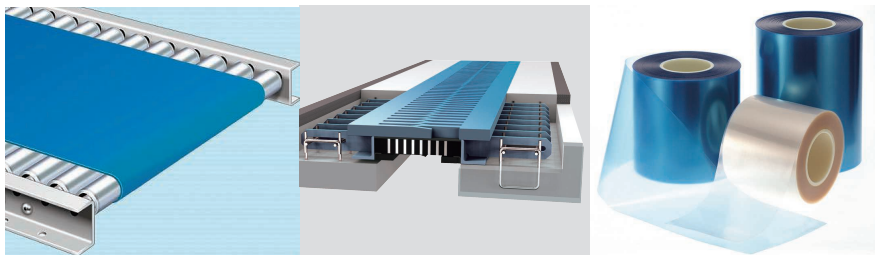
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

305億9千7百万円

前年度比増減

3.1%

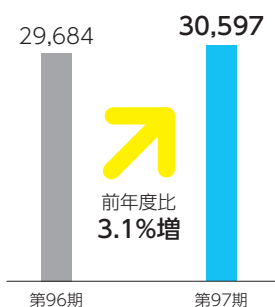


●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID製品

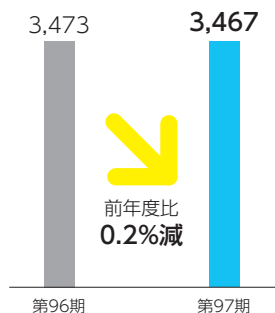
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

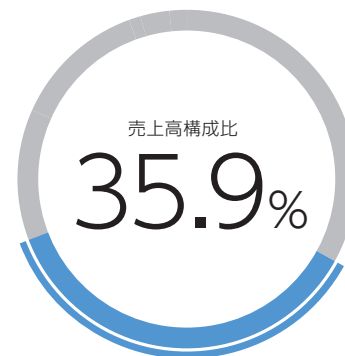
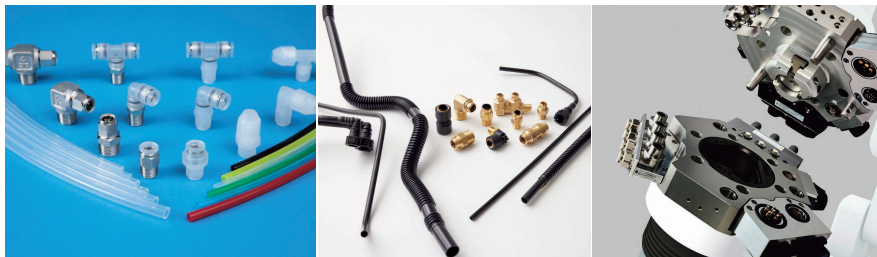
(単位:百万円)



国内では、物流業界向けのベルト製品や電子部品向けの感温性粘着テープの需要が堅調に推移しました。海外では、北米で物流業界向けのベルト製品が堅調でした。

以上の結果、売上高は305億9千7百万円と前連結会計年度比9億1千3百万円の増加（3.1%増）となりました。セグメント利益は、34億6千7百万円と前連結会計年度比5百万円の減少（0.2%減）となりました。

ホース・チューブ製品事業



売上高

329億8千3百万円

前年度比増減

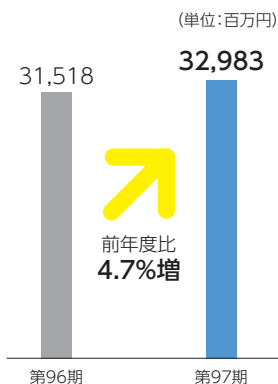
4.7%



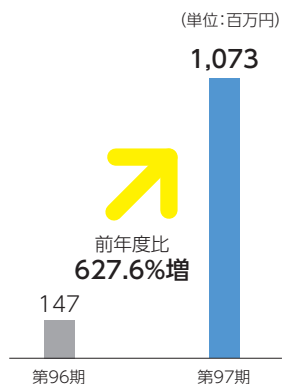
●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

売上高



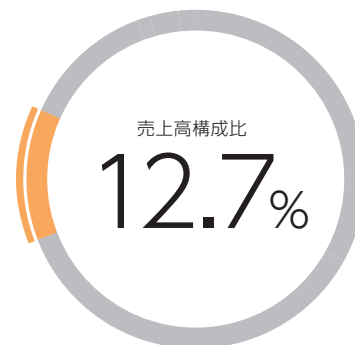
セグメント利益



国内では、自動車業界向け製品が堅調に推移し、期末にかけて半導体製造装置向けの需要が回復傾向となりました。海外では、北米で自動車業界向け製品が回復傾向となり、中国では自動車製造ライン向けのメカトロ製品が堅調でした。

以上の結果、売上高は329億8千3百万円と前連結会計年度比14億6千5百万円の増加（4.7%増）となりました。セグメント利益は、10億7千3百万円と前連結会計年度比9億2千6百万円の増加（627.6%増）となりました。

化工品事業



売上高

116億8千1百万円

前年度比増減

10.3%

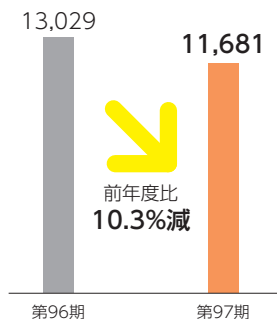


●主な事業内容

高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品

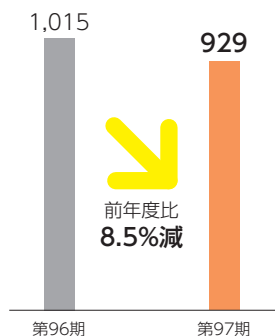
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

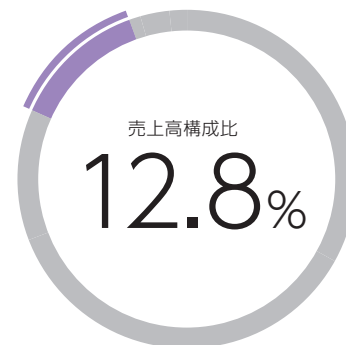
(単位:百万円)



国内の鉄道向けゴム製品が堅調に推移しましたが、遮水製品やエラストマー製品の需要が低調でした。

以上の結果、売上高は116億8千1百万円と前連結会計年度比13億4千7百万円の減少（10.3%減）となりました。セグメント利益は、9億2千9百万円と前連結会計年度比8千6百万円の減少（8.5%減）となりました。

その他産業用製品事業



売上高

117億3千9百万円

前年度比増減

1.8%

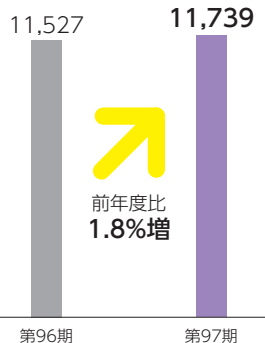


●主な事業内容

空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品

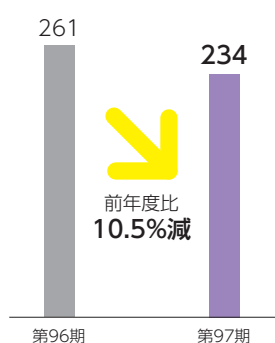
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

(単位:百万円)



空調製品は、半導体や製薬業界等のクリーンルーム向けのフィルター製品が堅調に推移し、医療向け製品については需要回復傾向となりました。

以上の結果、売上高は117億3千9百万円と前連結会計年度比2億1千2百万円の増加（1.8%増）となりました。セグメント利益は、2億3千4百万円と前連結会計年度比2千7百万円の減少（10.5%減）となりました。

不動産事業

テナント収入の増加により、売上高は10億2千7百万円と前連結会計年度比1億3百万円の増加（11.2%増）となりました。セグメント利益は、3億5千7百万円と前連結会計年度比4千1百万円の増加（13.0%増）となりました。



売上高

10億2千7百万円

前年度比増減

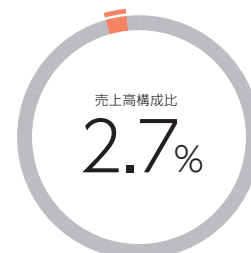
11.2%



●主な事業内容
土地及び建物の賃貸

経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の業績が半導体市場の好況を受け好調であったため、売上高は24億5千5百万円と前連結会計年度比1億7千8百万円の増加（7.8%増）となり、セグメント利益は、18億9千9百万円と前連結会計年度比4千1百万円の増加（2.2%増）となりました。



売上高

24億5千5百万円

前年度比増減

7.8%



●主な事業内容
関係会社に対する経営指導

その他

自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業等で構成されるその他の事業の売上高は13億4千7百万円と前連結会計年度比3千2百万円の増加（2.5%増）となりましたが、セグメント利益は、1千4百万円と前連結会計年度比2千9百万円の減少（66.3%減）となりました。



売上高

13億4千7百万円

前年度比増減

2.5%



●主な事業内容
自動車運転免許教習事業、山林事業、
畜産事業、食品製造・加工

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は44億4千5百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

いなべ市 関連会社向け賃貸用土地及び倉庫等の取得

名張市 ホース・チューブ製品製造設備

ニッタテクノソリューションズ(株)

神戸市 本社ビル新築

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

ニッタコーポレーションインディアPvt.Ltd

インド・プネ県 工場新築

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものはありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、主要需要業界である半導体業界や物流業界向けの堅調な需要を見込むものの、地政学リスクの影響による一部原材料の供給制約に加え、原材料費、物流費、人件費の上昇などによる業績の下振れも懸念されます。

このような環境下ではありますが、2026年度は中長期経営計画「SHIFT2030」フェーズ2の2年目として、当社グループは目標達成に向けてチャレンジしていきます。

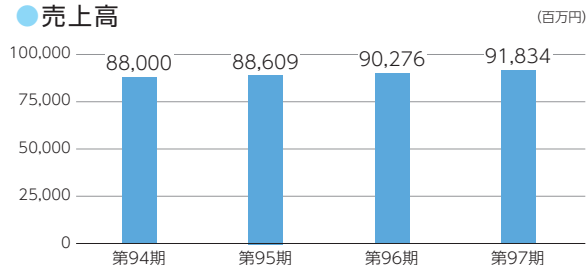
次期の連結業績予想につきましては、売上高は940億円（前連結会計年度比2.4%増）、営業利益は62億円（前連結会計年度比5.8%増）、経常利益は150億円（前連結会計年度比1.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は123億円（前連結会計年度比9.1%減）を予定しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

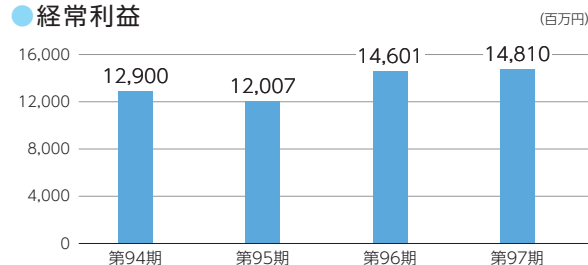
区分	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期	2026年3月期 第97期 (当連結会計年度)
売上高	88,000百万円	88,609百万円	90,276百万円	91,834百万円
経常利益	12,900百万円	12,007百万円	14,601百万円	14,810百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,853百万円	9,857百万円	12,131百万円	13,529百万円
1株当たり当期純利益	387.27円	353.84円	436.73円	490.47円
総資産	158,385百万円	169,504百万円	179,931百万円	192,432百万円
純資産	129,450百万円	142,011百万円	154,176百万円	165,625百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第92期において、従業員持株会信託型E S O Pを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

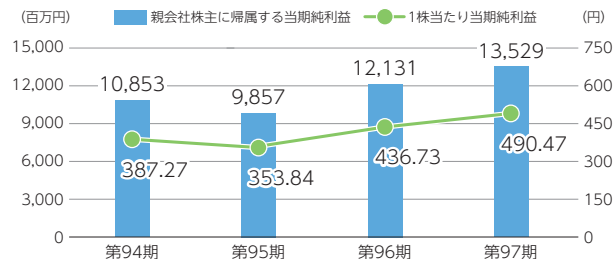
● 売上高



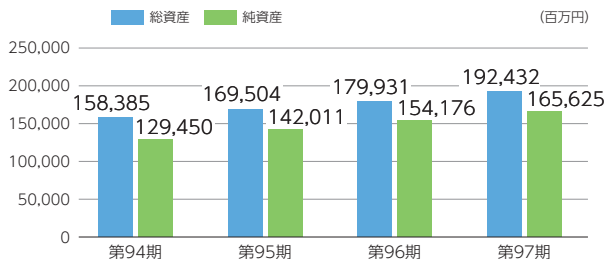
● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



● 総資産・純資産



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニッタ化工品株式会社	90百万円	100.0%	工業用ゴム製品及び樹脂製品の製造・販売
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノソリューションズ株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタエアソリューションズ株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
浪華ゴム工業株式会社	45百万円	100.0%	医療用ゴム・プラスチック製品の製造・販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコS.de R.L.de C.V.	13百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	13,450百万WON	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技（常州）有限公司	67百万人民币	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

②企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な9社を含め、連結対象子会社33社、持分法適用関連会社11社で構成されております。

当期の連結売上高は、918億3千4百万円（前連結会計年度は902億7千6百万円）となりました。

また、連結経常利益は、148億1千万円（前年度比1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、135億2千9百万円（前年度比11.5%増）となりました。

③技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、米国のハネウェル社（旧トランスノルムシステム社）及びテクスキャン社等であり、ます。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、通信機器、電子機器、センサ製品、感温性粘着テープ、RFID
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
化工品事業	高機能製品、産業資材製品、建設資材製品、防水資材製品
その他産業用製品事業	空調製品、医療用ゴム・プラスチック製品
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、食品製造・加工

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市浪速区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
北陸営業所	石川県金沢市
奈良工場	奈良県大和郡山田市
高知工場	高知県香美市

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
ニッタ化工品株式会社	大阪府大阪市浪速区
ニッタテクノソリューションズ株式会社	兵庫県神戸市長田区
浪華ゴム工業株式会社	奈良県大和高田市
ニッタムアーメキシコス.de R.L.de C.V.	メキシコサンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中華人民共和国江苏省

名称	所在地
東京支店	東京都中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名張工場	三重県名張市
北海道事業所	北海道中川郡別荘町

名称	所在地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区
ニッタエアソリューションズ株式会社	東京都中央区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米ジョージア州
韓国ニッタムアー株式会社	大韓民国慶尚北道龜尾市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,993名	53名増

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
1,104名	6名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,272,503株
 (3) 株主数 13,383名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,993	10.91
新田ゴム工業株式会社	2,842	10.36
アイビーピー株式会社	1,901	6.93
合同会社オンガホールディングス	1,430	5.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,074	3.91
ニッタ取引先持株会	1,018	3.71
ニッタ共栄会	718	2.61
ニッタ従業員持株会	449	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	436	1.59
日本ゼオン株式会社	424	1.54

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式1,845,920株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

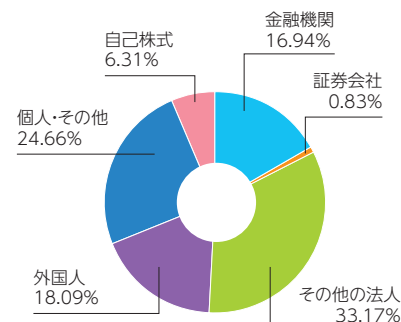
(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「4. 会社役員に関する事項」(2)④に記載のとおりです。

取締役、執行役員に交付した株式の区分別合計

役職	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	10,410	5
執行役員（兼務取締役を除く。）	8,462	7

ご参考 所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石切山 靖 順	代表取締役会長兼会長執行役員、指名・報酬委員会委員	
北 村 精 一	代表取締役社長兼社長執行役員、指名・報酬委員会委員	
萩 原 豊 浩	取締役兼常務執行役員関連会社担当	ゲイツ・ユニッタ・アジア(株) 代表取締役副社長
泉 敦	取締役兼執行役員ニッタ・ムアー事業部長	
懸 上 耕 一	取締役兼執行役員コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、購買担当	
豊 島 ひろ江	取締役、指名・報酬委員会委員長	中本総合法律事務所 弁護士 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) ニデック(株)社外取締役 (監査等委員)
池 田 剛 久	取締役、指名・報酬委員会委員	
小 野 友 之	取締役、指名・報酬委員会委員	小野公認会計士事務所所長 ローム(株)社外取締役 (監査等委員)
福 若 克 博	常勤監査役	
森 下 敏 彦	常勤監査役	
松 浦 一 悦	監査役	松山大学経済学部 教授 松山大学大学院経済学研究科長
大 神 哲 明	監査役	(株)ニッセイ・ニュークリエーション 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 豊島ひろ江、池田剛久及び小野友之の3氏は、社外取締役であります。なお、3氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 松浦一悦及び大神哲明の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 豊島ひろ江氏がパートナーを務める中本総合法律事務所、社外取締役を務める日東富士製粉株式会社及びニデック株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
4. 取締役 池田剛久氏は2022年6月24日まで三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役専務執行役員を務めておりました。当社は同社との間に取引関係がありますが、その取引は双方から見て売上高の1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 取締役 小野友之氏が所長を務める小野公認会計士事務所及び社外取締役を務めるローム株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
6. 監査役 松浦一悦氏が2014年11月30日まで常務理事を務めていた学校法人松山大学に当社は奨学支援・教育施設整備等の目的で寄付を行っておりますが、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少です。また、同氏は現在同大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はありません。
7. 監査役 大神哲明氏が代表取締役社長を務める株式会社ニッセイ・ニュークリエーション及び2024年6月27日まで代表取締役副社長を務めていた星光ビル管理株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。
8. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 監査役 赤井順一氏は2025年6月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 - (2) 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
石切山 靖順	代表取締役社長兼社長執行役員	代表取締役会長兼会長執行役員	2025年4月1日
北村 精一	代表取締役兼専務執行役員 コーポレートセンター、工業資材事業部管掌	代表取締役社長兼社長執行役員	2025年4月1日
懸上 耕一	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、総務CSR、購買、グローバル推進担当	取締役兼執行役員 コーポレートセンター長兼経営戦略、経営管理、購買担当	2025年4月1日

9. 当社は、2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております。
10. 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在の執行役員は上表5名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
鈴木 弘 樹	常務執行役員 クリーンエンジニアリング事業部長
濱 田 雄 二	執行役員 コーポレートセンター 人事担当
石 塚 隆 文	執行役員 奈良工場長兼TNSセンター長兼安全環境品質担当
平 田 圭 司	執行役員 テクニカルセンター長
黒 川 健 正	執行役員 工業資材事業部長
木 塚 史	執行役員 コーポレートセンター 総務CSR担当
和 氣 厚 仁	執行役員 コーポレートセンター グローバル推進担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	199 (22)	138 (22)	23 (一)	37 (一)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (13)	48 (13)	— (一)	— (一)	5 (2)

(注) 期末現在役員は、取締役8名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に辞任した監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第65期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 業績連動報酬（短期業績連動報酬）に関する事項

業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、各事業年度終了後に、各事業年度の「全社業績評価」及び「各役員の個人業績評価」に応じて支払われる金銭報酬です。原則として毎年6月に年間報酬総額を決定し、これを12で除した金額が毎月金銭で支払われます。

「全社業績評価」は、定量評価で判断するものとし、その評価指標には、中長期的な成長を目指すための年度決算の主要な指標である連結売上高及び連結営業利益額、並びに、企業価値向上を目指す指標である連結営業利益率を採用しています。

「各役員の個人業績評価」については、業績とマネジメントの双方を評価するために定量評価と中長期経営計画の実行計画に基づいた定性目標の達成度で判断するものとし、定量評価の評価指標としては、担当部門における連結売上高、連結営業利益額及び連結営業利益率の予算達成度及び前年度比改善度を採用しています。

当該事業年度における業績連動報酬に係る全社業績の評価指標、実績、前年度改善度（いずれも連結ベース）は、次のとおりです。

全社業績の評価指標	2025年3月期実績	前年度比改善度
連結売上高	90,276百万円	1,667百万円
連結営業利益額	5,155百万円	734百万円
連結営業利益率	5.71%	0.72%

④非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

譲渡制限付株式報酬は、2019年度に、役員報酬制度の見直しの一環として導入した報酬制度で、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に對し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬債権を支給するものです。当該報酬は、原則として毎年7月に支給されます。なお、当該譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、株式数の上限を年50千株以内と定めております。

その交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」(5)に記載のとおりです。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役（執行役員も同様です）の報酬に関する基本方針は、指名・報酬委員会の答申に基づき、2021年2月5日開催の取締役会にて審議、決定しております。

B. 決定方針の内容の概要

(イ) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の基本方針は、次のとおりです。

- (i) 取締役に對して各年の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブになるとともに、取締役に中期経営計画の達成等を通じた中長期に亘る企業価値の持続的向上を十分に意識づける報酬構成とする
- (ii) 当社の取締役任命基準を満たす能力、適性を有する優秀な人材を役員として確保するために、同規模・同業種の企業と比較して、十分に競争力のある報酬水準とする
- (iii) 透明性が高く、公平かつ公正な評価を実現しうる報酬制度とする

(ロ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(i) 社外取締役を除く取締役の個人別の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成されます。また、退職時に慰労金は支給されません。各報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）の概要は、以下のとおりです。

(a) 固定報酬

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として毎月金銭で支払うものとし、外部調査機関の調査結果を参考にした指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が、役員毎の報酬表を「役員報酬内規」に定めております。

(b) 業績連動報酬

上記③をご参照ください。なお、業績連動報酬は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「役員報酬内規」に定めた算定方法に従って具体的な報酬金額が算出され、取締役会にて決議します。

(c) 譲渡制限付株式報酬

上記④をご参照ください。なお、譲渡制限付株式報酬として付与する金銭報酬債権の額は、指名・報酬委員会の助言に基づき取締役会で決議された「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた役位ごとの金額表及び取扱規程に基づき算出され、取締役会にて決議します。また、付与株式数については、「譲渡制限付株式報酬内規」に定められた期日の東京証券取引所における当社株式の終値及び取扱規程を基礎に算出され、取締役会にて決議します。

(ii) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各社外取締役の報酬額は株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、指名・報酬委員会の助言に基づき、監査役会の決議により決定しております。

(ハ) 報酬水準

当社の取締役、執行役員及び監査役の報酬水準については、指名・報酬委員会において、毎年外部調査機関による役員報酬調査結果を参考に、当社と規模、業種等の類似する企業の水準を確認し、また、当社の業績等も勘案して、適切かつ妥当な水準かを審議・検討しております。

(二) 報酬の構成割合

報酬の構成は、上記(ロ)に記載のとおりですが、種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として、業績連動報酬の目標を100%達成した場合において、報酬の構成割合が、概ね固定報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝70：10：20(年換算)となるように設定しております。なお、経営の監督機能を担う社外取締役及び監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うために独立性を確保する必要があることから、業績連動報酬は採用せず、固定報酬のみとしております。

(ホ) 報酬ガバナンスについて

(i) 任意の指名・報酬委員会

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております(2018年12月設置)。同委員会は、取締役会からの諮問を受け、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成等について、取締役会に答申します。また、取締役の個別報酬額の算定に係る業績評価等に関する事項を審議し、その結果を取締役に助言します。取締役会は、同委員会の答申及び助言に基づき、取締役の報酬に関する基本方針、報酬制度、報酬水準、報酬の構成割合及び取締役の個別報酬額等を決定します。

(ii) 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会決議により3名の社外取締役と2名の社内取締役の計5名で構成され、委員長は社外取締役が務めています。同委員会の構成は次のとおりです。

	氏 名				役 位
委員長	豊	島	ひろ	江	社外取締役
委員	池	田	剛	久	社外取締役
委員	小	野	友	之	社外取締役
委員	石	切	山	靖 順	代表取締役会長兼会長執行役員
委員	北	村	精	一	代表取締役社長兼社長執行役員

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める中立的な指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
豊島 ひろ江	取締役会 16/16回 指名・報酬委員会 7/7回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会委員長として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
池田 剛久	取締役会 16/16回 指名・報酬委員会 7/7回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
小野 友之	取締役会 16/16回 指名・報酬委員会 7/7回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 指名・報酬委員会の委員として、取締役等の選解任や報酬に関する事項等について公正・中立な立場で意見を述べています。 また、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
松浦 一悦	取締役会 16/16回 監査役会 14/14回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。
大神 哲明	取締役会 16/16回 監査役会 14/14回 S.C.R.委員会 4/4回	取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、S.C.R.委員会にて、当社グループのサステナビリティ・コンプライアンス・リスク管理の推進に向けた発言を行っています。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は16回、監査役会の開催回数は14回、指名・報酬委員会の開催回数は7回、S.C.R.委員会（サステナビリティ推進委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の略称です。）の開催回数は4回であります。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求訴訟を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	77百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、海外に所在する会社はEY新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第97期 (2026年3月31日現在)	第96期 (ご参考) (2025年3月31日現在)	科目	第97期 (2026年3月31日現在)	第96期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	85,088	84,262	流動負債	17,890	17,997
現金及び預金	33,506	31,515	支払手形及び買掛金	7,475	8,758
受取手形及び売掛金	17,682	18,467	電子記録債務	3,397	2,364
電子記録債権	9,230	9,502	未払法人税等	716	1,264
有価証券	6,494	6,697	賞与引当金	1,094	1,097
棚卸資産	15,469	15,637	その他	5,206	4,512
その他	2,735	2,461			
貸倒引当金	△31	△20			
固定資産	107,343	95,668	固定負債	8,916	7,756
有形固定資産	30,620	30,297	長期借入金	—	19
建物及び構築物	16,015	15,392	繰延税金負債	5,462	3,982
機械装置及び運搬具	4,375	4,733	退職給付に係る負債	1,676	1,822
工具器具及び備品	1,247	1,173	その他	1,777	1,932
土地	5,755	5,604	負債合計	26,806	25,754
リース資産	1,071	1,156	純資産の部		
建設仮勘定	1,978	2,079	株主資本	143,147	134,790
その他	177	156	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	861	702	資本剰余金	6,610	6,586
ソフトウェア	731	534	利益剰余金	133,541	124,072
のれん	20	53	自己株式	△5,064	△3,929
その他	109	113	その他の包括利益累計額		
投資その他の資産	75,861	64,669	その他有価証券評価差額金	7,920	5,806
投資有価証券	71,422	60,444	為替換算調整勘定	12,312	11,681
長期貸付金	52	178	退職給付に係る調整累計額	1,419	1,113
退職給付に係る資産	3,166	2,690	その他の包括利益累計額合計	21,653	18,601
繰延税金資産	464	545	非支配株主持分	824	784
その他	764	818	純資産合計	165,625	154,176
貸倒引当金	△8	△8	負債及び純資産合計	192,432	179,931
資産合計	192,432	179,931			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第97期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	第96期 (ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	91,834	90,276
売上原価	65,937	66,030
売上総利益	25,896	24,246
販売費及び一般管理費	20,034	19,090
営業利益	5,862	5,155
営業外収益	9,986	9,886
受取利息	248	249
受取配当金	513	384
業務代行収入	163	156
持分法による投資利益	8,592	8,669
為替差益	172	113
その他	295	312
営業外費用	1,037	440
支払利息	58	68
業務代行費用	146	146
訴訟関連費用	673	131
その他	159	93
経常利益	14,810	14,601
特別利益	1,982	534
固定資産売却益	211	7
投資有価証券売却益	1,771	0
固定資産受贈益	—	526
特別損失	890	442
固定資産売却・除却損	23	69
減損損失	801	345
災害による損失	—	16
その他	65	9
税金等調整前当期純利益	15,903	14,693
法人税、住民税及び事業税	1,808	2,137
法人税等調整額	503	354
当期純利益	13,591	12,200
非支配株主に帰属する当期純利益	62	69
親会社株主に帰属する当期純利益	13,529	12,131

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第97期 (2026年3月31日現在)	第96期 (ご参考) (2025年3月31日現在)	科目	第97期 (2026年3月31日現在)	第96期 (ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	49,166	50,107	流動負債	10,897	9,833
現金及び預金	13,295	12,375	電子記録債務	1,776	1,847
受取手形	92	201	買掛金	5,109	4,501
電子記録債権	8,203	8,142	短期借入金	400	400
売掛金	10,603	10,206	未払金	997	594
有価証券	6,494	6,697	未払費用	182	179
商品及び製品	4,350	5,010	未払法人税等	391	513
仕掛品	152	100	預り金	728	493
原材料及び貯蔵品	1,600	1,668	賞与引当金	815	818
前払費用	234	207	設備関係支払手形	280	196
その他	4,343	5,652	その他	215	289
貸倒引当金	△204	△154	固定負債	3,798	3,089
固定資産	63,171	59,421	長期借入金	—	19
有形固定資産	15,790	15,415	退職給付引当金	434	652
建物	9,574	8,856	繰延税金負債	2,365	1,418
構築物	448	418	その他	997	999
機械装置	1,817	1,914	負債合計	14,696	12,923
車両運搬具	8	10	純資産の部		
工具器具備品	658	599	株主資本		
土地	2,619	2,475	資本金	8,060	8,060
建設仮勘定	366	865	資本剰余金		
その他	297	275	資本準備金	7,608	7,608
無形固定資産	641	467	その他資本剰余金	23	—
ソフトウェア	619	445	資本剰余金合計	7,632	7,608
その他	21	22	利益剰余金		
投資その他の資産	46,739	43,538	利益準備金	503	503
投資有価証券	20,977	17,497	その他利益剰余金		
関係会社株式	16,119	16,149	圧縮積立金	65	68
関係会社出資金	6,039	6,022	別途積立金	12,900	12,900
関係会社長期貸付金	1,738	1,941	繰越利益剰余金	65,841	65,705
長期前払費用	22	55	利益剰余金合計	79,310	79,177
前払年金費用	1,879	1,640	自己株式	△5,064	△3,929
その他	53	236	株主資本合計	89,939	90,917
貸倒引当金	△89	△5	評価・換算差額等		
資産合計	112,338	109,528	その他有価証券評価差額金	7,702	5,687
			評価・換算差額等合計	7,702	5,687
			純資産合計	97,641	96,604
			負債及び純資産合計	112,338	109,528

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第97期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	第96期 (ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	47,408	45,335
売上原価	34,885	33,779
売上総利益	12,522	11,555
販売費及び一般管理費	10,264	9,524
営業利益	2,258	2,031
営業外収益	2,681	5,721
受取利息	147	83
受取配当金	2,267	5,323
業務代行収入	163	156
その他	102	158
営業外費用	1,062	393
支払利息	21	2
業務代行費用	146	146
貸倒引当金繰入額	139	91
訴訟関連費用	673	131
その他	81	21
経常利益	3,876	7,359
特別利益	1,771	5
投資有価証券売却益	1,771	—
抱合せ株式消滅差益	—	5
その他	—	0
特別損失	740	306
固定資産売却・除却損	2	50
関係会社株式評価損	29	—
関係会社出資金評価損	62	—
減損損失	579	256
その他	65	—
税引前当期純利益	4,907	7,058
法人税、住民税及び事業税	686	797
法人税等調整額	26	△63
当期純利益	4,194	6,323

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池内正文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ニッタ株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池内正文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役 福若克博 

常勤監査役 森下敏彦 

社外監査役 松浦一悦 

社外監査役 大神哲明 

以上

株主優待制度のご案内

当社は、株主優待制度を実施しております。また、当社株式を長期間保有いただいている株主様のご支援にお応えするべく長期保有株主様向け優待制度を設けております。

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様
 ※優待品が乳製品のため、夏期を避けて11月頃のお届けを予定しています。

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

株主優待制度

①保有期間3年以上^{※1}の株主様

100株以上200株未満：1,200円相当

200株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当

②保有期間3年未満の株主様

200株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※1：保有期間3年以上とは、毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で7回以上連続して1単元（100株）以上の保有記録が記載されていることを言います。

※2：優待内容につきましては、製品価格や物流費の影響等により予告なく変更されることがあります。あらかじめご了承ください。



優待品例（6,000円相当）

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社 11階会議室

電話(06)6563-1211(代)

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
- 当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



ニッタ株式会社

<https://www.nitta.co.jp/>

この報告書は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

